

「(仮称) クレストフォルム武蔵新城建設計画」に係る条例公聴会の開催について
(お知らせ)

「(仮称) クレストフォルム武蔵新城建設計画」に係る条例公聴会を川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第23条第2項の規定に基づき、次のとおり開催します。

平成14年6月19日

- 1 開催日時
平成14年7月13日(土) 午前10時から(開場 午前9時30分)
- 2 開催場所
川崎市立大谷戸小学校(体育館)
川崎市中原区上小田中1丁目27番1号
- 3 指定開発行為の名称
(仮称) クレストフォルム武蔵新城建設計画
- 4 意見を聴こうとする事項
大気質, 騒音, 振動, 景観, 緑の質及び量等, 廃棄物, 日照障害及び地域交通(交通混雑及び交通安全)に係る予測評価について
- 5 公述の申出に関する事項
 - (1) 条例公聴会に出席して意見を述べようとする方は, 川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて公述の申出をしてください。
公述の申出ができるのは, 条例準備書関係住民(条例準備書に示す関係地域の範囲に在住・在勤の方等)です。
 - (2) 公述の申出をしようとする方は, 氏名, 住所(関係地域の在勤の方は, 勤務先の名称及び所在地), 指定開発行為の名称, 意見の要旨を記載した書類によりその旨を申出てください。
意見の要旨には, 前記4の「意見を聴こうとする事項」について, 個別的, 具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。
なお, 「公述の申出書」については, 中原区役所, 高津区役所, 高津区役所橋出張所及び本庁(環境局環境評価室)に用意してありますので, 御利用ください。
 - (3) 公述申出の期限は, 平成14年6月29日(土)です。
 - (4) 公述申出のあて先は, 川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)です。
- 6 条例公聴会の運営に関する事項
 - (1) 公述人(条例公聴会において意見を述べる方)は, 公述の申出のあった方から公平かつ適正に選定し, その結果を本人あて通知します。
 - (2) 公述人に選定された方は, 条例公聴会に出席し, 公述をしていただきます。
なお, 公聴会の運営を円滑に行うため, 追って公述の方法及び公述時間を通知します。
 - (3) 傍聴を希望する方は, 平成14年6月29日(土)までに官製往復はがきに指定開発行為の名称, 住所, 氏名及び電話番号を記入(返信先を明記)のうえ, 川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて申込んでください。(郵送の場合, 6月29日消印有効です。)
 - (4) 傍聴人の数は, 100人です。
申込人が100人を超えた場合は, 抽選により傍聴人を決定し, その結果を通知します。
 - (5) 傍聴人には傍聴券を交付します。
なお, 傍聴券のない方は入場できません。

問い合わせ先 川崎市環境局環境評価室
電 話 200-2156